

農地保有合理化事業を

ご活用ください

(働えひめ農林漁業担い手育成公社(県公社)では、農地保有合理化事業を推進しています。

この事業は、優良な農地(青地)を売却したい場合に、県公社が買い入れた後、経営規模の拡大や合理化を図ろうとする担い手農業者に売却するものです。

売り手には不動産譲渡所得税の大幅な控除(800

万円)があり、買い手には県公社の農地保有期間(最長5年間)を活かした無理のない農地取得ができるなど、売り手・買い手の双方にメリットがあります。

詳しくは、働えひめ農林漁業担い手育成公社(TEL089-941-2111内線5526)もしくは、各地区農業委員会事務局へお問い合わせください。

1月の市税ごよみ

旧西条市分	20日 固定資産税第4期分の督促状の発送	31日 市県民税第4期分の納期限
旧東予市分	20日 固定資産税第4期分・国民健康保険税第6期分の督促状の発送	31日 市県民税第4期分・国民健康保険税第7期分の納期限
旧丹原町分	20日 固定資産税第3期分・国民健康保険税第4期分の督促状の発送	31日 町県民税第4期分の納期限
旧小松町分	20日 固定資産税第3期分・国民健康保険税第4期分の督促状の発送	31日 町県民税第4期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促手数料と延滞金をいただきます。

災害関係・公的年金等の

確定申告説明会を開催します

災害で住宅や家財等に被害を受けたかた、公的年金を受けているかたを対象に確定申告書の作成方法等をアドバイスします。

場所・日時 別表のとおり
持参いただく書類等

○確定申告書(ない場合は当日に交付します)

○平成16年分の給与所得・公的年金等の源泉徴収票※公的年金以外に収入のあるかたは、その所得の計算に必要な書類等

○被害状況が分かるもの

・被害を受けた資産の明細

・被害に関連して支出した金額の領収書

・損害補てん等の受取額が分かるもの

・り災証明書 など

○国民健康保険や国民年金など、社会保険料の支払金額が分かる書類

○生命保険料や損害保険料の控除証明書

○医療費の領収書等、所得控除に必要な書類

○住宅借入金等、特別控除に必要な書類

○申告者名義の預金口座番号

号が分かるもの、通帳印
○筆記用具、電卓
問合せ 伊予西条税務署個人課税第一部門(TEL0897-56-3292)

地区名	場 所	区分	月 日	時 間
小 松	小松総合支所 別館2階ホール	災害関係	2月2日(水)	9:30~16:00
		年 金	2月7日(月)	
丹 原	丹原総合支所 2階会議室	災害関係	2月7日(月)	9:30~16:00
		年 金	2月7日(月)	
東 予	東予総合福祉センター 2階第2会議室	災害関係	2月8日(火)	9:00~16:00
		年 金	2月8日(火)	
西 条	総合福祉センター 3階研修室(2)	災害関係	2月3日(木)	9:00~16:00
			2月4日(金)	
			2月9日(木)	
			2月10日(木)	

源泉所得税の徴収状況調の
提出をお願いします

給与所得の源泉所得等について、平成16年源泉所得税の徴収状況調(合計欠)の提出期限は、1月31日(月)です。

提出漏れがないように、お願いいたします。

問合せ 伊予西条税務署法人課税部門(TEL0897-56-3293)

お年寄りを火災から守ろう！

建物火災による死者数の約9割が住宅火災によるもので、そのうちの半数以上が65歳以上の高齢者です。

特に、逃げ遅れによる死者が大半を占めており、高齢者が就寝中にたばこ・暖房器具を発火源として布団や衣類等に着火する火災が多く発生しています。

お年寄りを火災から守る3つのポイント

○お年寄りだけを残して外出しない。やむを得ず外出するときは隣近所に声をかけておきましょう。

○寝たきり、一人暮らしのお年寄りがいるところでは、万一に備えて隣近所で助け合える協力体制を作っておきましょう。

○お年寄りの部屋のカーテンや寝具類は、防災製品を使いましょう。

文化財防火デー

1月26日

かけがえのない文化財を火災等の災害から守り、後世に残していきましょう。

